

武豊町保育料（要保護世帯等）徴収金基準額表

（単位：円）

世帯区分		階層	3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯		第1階層	0	0	無償 ※給食費（主食費・副食費）は実費徴収となります。	
今年度分(4月1日から8月31日までの間は、前年度分)市町村民税非課税世帯		第2階層	0	0		
市町村民税課税世帯 (4月1日から8月31日までは前年度分、9月1日から3月31日までは今年度分)	市町村民税所得割額 48,600円未満	第3階層	5,900	4,400	【副食費の免除対象】 ○年収360万未満相当 ○年収360万相当以上で以下の条件に当てはまる場合 ・1号認定（保育必要な事由に該当なし）…年少から小学3年生までの子が小学校、保育所等に所属している場合の第3子以降 ・2号認定（保育必要な事由に該当）…0歳から年長までの子が同時入所している場合の第3子以降	
	48,600円以上 57,700円未満	第4A階層	9,000	9,000		
	57,700円以上 77,101円未満	第4B階層	9,000	9,000		

○年齢は、入所年度の4月1日現在の満年齢を基準とします。

○世帯とは、住民票の世帯ではなく、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）としています。

○第2階層から第4B階層までに属する世帯のうち、母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯及び保護者の申請に基づき特に困窮していると町長が認めた世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者等の世帯）等は、この表により第1子を徴収し、第2子以降は免除します。

○保育料を決める所得割額を計算する場合において、婚姻によらずにひとり親となった者に対しても地方税法第314条の2第1項第8号及び同条第3項による所得控除の規定を申請に基づきみなし適用します。